

## 人民銀行・市場監督管理総局、《受益所有者情報管理弁法》を公布

中国人民銀行・国家市場監督管理総局は、2024年4月30日、《受益所有者情報管理弁法》（中国人民銀行・国家市場監督管理総局令〔2024〕第3号、以下、本弁法）を公布しました。本弁法は2024年11月1日より施行されます。

本弁法により、会社・パートナーシップ企業・外国会社の分支機構などは、関連登記システムを通じて受益所有者※情報の届出（備案）が必要となります。本弁法の施行前に登記済みの場合、2025年11月1日までに規定に基づき、受益所有者情報の届出を行う必要があります。

また、本弁法では、受益所有者の識別基準や、具体的な届出情報などを規定しています。受益所有者情報の届出制度は、会社などの持分構成や最終支配、受益状況をより明確に反映し、市場の透明性を向上させ、ビジネス環境を最適化するための措置になります。

本弁法の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5342579/index.html>

※ 受益所有者：届出主体を最終的に所有もしくは実質支配し、または届出主体の最終的な利益を享受する自然人

### <本弁法の概要>

#### 受益所有者情報の届出

- 届出主体
  - 会社、パートナーシップ企業、外国会社の分支機構、および人民銀行・市場監督管理総局が規定するその他の主体は、本弁法の規定に基づき、関連登記システムを通じて受益所有者情報を届出
  - 個人事業主は、受益所有者情報の届出不要
- 届出免除
  - 登録資本金（出資額）が1,000万元（または相当する外貨）を超過しない、かつ株主・パートナーがすべて自然人である届出主体は、株主・パートナー以外の自然人による実質支配・利益享受がなく、かつ持分・パートナーシップ権益以外の方法による実質支配・利益享受の状況がない場合、承認後に届出免除
- 届出期限
  - 届出主体の設立登記時、関連登記システムを通じて受益所有者情報を届出
  - 上記システムを通じて設立登記できない場合、窓口で手続き可能で、設立登記後30日以内に同システムを通じて受益所有者情報を届出
  - 本弁法の施行前に登記済みの届出主体については、2025年11月1日までに規定に基づき、受益所有者情報を届出

**受益所有者の認定基準・届出情報**

- 下表①～③の基準に該当する自然人は受益所有者とする。いずれの基準においても受益所有者を確定できない場合、届出主体で日常経営管理する責任者を受益所有者とみなして届出
- 外国会社は、以下の基準に基づき外国会社の分支機構の受益所有者を確定し、または分支機構の高級管理者を受益所有者とする。外国会社が自国で享受する受益所有者の申告免除基準については中国で適用不可

受益所有者の識別基準	届出情報	
	共通	その他
① 直接・間接的に届出主体の 25%以上の持分、株式、パートナーシップ権益を最終的に所有していること	氏名、性別、国籍、生年月日、居住地/勤務先住所、連絡先、身分証明書/身分証明書類・番号・有効期限、および受益所有者権の関係種類、発生日、終了日（ある場合）	持分、株式、パートナーシップ権益の保有比率
② ①の基準に合致しないが、届出主体の25%以上の収益権、議決権を最終的に享受していること		収益権、議決権の比率
③ ①の基準に合致しないが、単独または共同で届出主体を実質的に支配していること※		実質支配の方法

※ 実質支配：協議約定や親密者との関係などの方法を通じた実質支配を含むがこれに限らない（法定代表人・董事・監事・高級管理者・経営担当パートナーの任免決定や、重大な経営事項の決定、意思決定方法の制定・執行、財務収支の決定、重要資産・主要資金の長期的実質支配使用などの事例）

**その他**

- 届出情報の検索・使用
  - 国家関連機関が職責を履行するために必要な場合、法律に基づき、人民銀行を通じて受益所有者情報の取得可
  - 金融機構、特定非金融機構がアンチマネーロンダリング、アンチテロ資金対策の責務履行するために必要な場合、人民銀行を通じて受益所有者情報を検索可
  - 国家関連機関および金融機構・特定非金融機構は、法律に基づき、取得した受益所有者情報を守秘しなければならない
- 処罰措置
  - 届出主体が、規定に従って受益所有者情報の届出を行わない場合、企業登記管理に関する行政法規に基づいて処分する
  - 人民銀行およびその分支機構が、受益所有者情報の不正確を発見した場合、期限内の是正を命じる。また是正を拒否した場合は5万元以下の罰金を科す

以上

ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号  
建滔商業広場5号楼7階  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階T30室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心  
北楼16階1601、1605-1606、  
1608、1615、1628-1629室  
电话 : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。